

令和2年4月6日

短時間保育の保護者様

台東区立たいとうこども園  
園長 池田 美恵子

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業延長のお知らせ

この度の、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関しては、様々な就労状況や御家庭の状況があるにもかかわらず、お子様の養育などの対応に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年4月2日に、Kindy、園及び区のホームページ等にて、短時間保育の臨時休業についてお知らせしていたところですが、その後も新型コロナウイルス感染症拡大の状況が変化しております。この度、東京都教育委員会からの要請を受けた台東区の方針を受け、当園におきましても、下記のとおり、臨時休業期間を延長することになりました。

保護者の皆様には趣旨を十分に御理解いただくとともに、各御家庭でも、感染を拡大させないため、また、感染による被害を最小限にとどめ、感染された方々、特に御高齢の方や基礎疾患のある方々が重篤化しないように引き続き御協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 休業期間

令和2年5月6日（水）まで

ただし、始業式・入園式については、以下の通り実施する。

始業式（短時間保育の進級園児） 令和2年4月20日（月）

9：30～10：30

入園顔合わせ会（短時間保育の新入園児） 令和2年4月21日（火）

10：00～10：45

#### 2 対象

短時間保育

#### 3 保護者の都合等により自宅等で過ごすことが困難な幼児・児童の受入れについて

保護者が、感染症対策に従事している消防、救急、警察、交通、行政、医療等の職員であったり、御家庭の状況により、どうしても就業の都合を付けられなかったりする場合には、園に御相談ください。

#### 4 園に関する対応

##### (1) 年間行事等の園活動について

今後の状況等の変化に応じて、延期・中止等の措置を行うことがあります。

##### (2) 令和2年4月分の給食費について

保護者の皆様にご負担いただく4月分給食費（4,500円）については、臨時休業期間中であり給食提供が実施されないことから、短時間保育のお子様の給食費は免除とします。なお、今回の免除措置においては、所定の「給食費免除措置に関する申請書」の提出は不要です。

#### 5 今後について

感染状況等の変化により、上記内容が変更になる場合があります。適宜、Kindy、園または区のホームページ等を、御確認ください。

以上

#### <園の問合せ>

台東区立たいとうこども園 3876-3401（平日午前9時から午後5時まで）

## 本件に関する区よりのお知らせ（補足）

### 1 留意事項

- (1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、台東保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談し、状況を説明の上、指示を受けてください。
- (2) 幼児が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの検査（PCR検査等）を受けた場合は、速やかに園へ御連絡ください。
- (3) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、原則、自宅で過ごすようお願いいたします。
- (4) 毎朝、お子様の体温を測る等、お子様の健康管理を徹底し、御家庭でも感染リスクの低い行動をとるよう心掛けてください。
- (5) 御家庭で外出する際も「風通しの悪い空間で、多くの人が集まり、人と人が至近距離で会話する場所やイベント」には行かないよう御協力ください。
- (6) 外出して何らかのものに触れたりした場合には、手洗いをしたりアルコール消毒液で手指を消毒するなどの習慣が身に付くよう御指導ください。
- (7) 健康保持等の観点から、ジョギング、散歩、縄跳びなどの日常的な運動、本人及び家庭の判断において行うことは可能です。その際、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での会話や発声」の状況となっていないか、必ず御確認ください。

### 2 その他

- (1) 本区において新型コロナウイルス感染症濃厚接触者及び罹患者が発生して以降、SNS等による心無い誹謗・中傷等が発生しています。感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者等への偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。園では、人権教育を推進しておりますが、御家庭でも御理解いただき、お子様が正しい人権感覚を養えるよう御協力をお願いいたします。
- (2) 教育活動再開に向けて、園で幼児・児童・生徒のマスクの着用が可能となるよう、各御家庭で手作りマスクの作成等の対応をしていただけると助かります。御協力よろしくをお願いいたします。

#### ■ 新型コロナウイルス感染症についての相談窓口

帰国者・接触者相談センター

台東区 03-3847-9402（平日午前9時から午後5時まで）

東京都 03-5320-4592（上記時間以外）